



作成日 2011/04/18

改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|----------|----------------------|
| 化学品の名称 | ASガードコート中塗 希釈剤(GHS) |
| 製品コード | CE-F02-1206 |
| 供給者の会社名称 | 宇部興産建材株式会社 |
| 住所 | 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館 |
| 電話番号 | 03-5419-6206 |
| FAX番号 | 03-5419-6265 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|----------|---|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 区分2 |
| 健康有害性 | 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分3 急性毒性(吸入:蒸気) 区分2 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 生殖細胞変異原性 区分外 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(全身 肝臓 血液 視覚器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 神経系 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液) |
| 環境有害性 | 吸引性呼吸器有害性 区分1 水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か 分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H302 飲み込むと有害
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H311 皮膚に接触すると有毒
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H330 吸入すると生命に危険
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

| | |
|---------------------|---|
| <p>注意書き 予防策</p> | <p>H370 全身、肝臓、血液、視覚器、腎臓、中枢神経系の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、神経系、腎臓、中枢神経系の障害 H401 水生生物に毒性 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害</p> |
| <p>対応</p> | <p>眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262) 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 換気の良い場所で使用すること 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)</p> |
| <p>保管</p> | <p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)</p> |
| <p>廃棄</p> | <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p> |

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|-----------------------|----------|----------------------------|----------|-----|----------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| エチレングリコールモノ-n-ブチルエーテル | 30~40% | 不明 | (2)-407 | | 111-76-2 |
| トルエン | 30~40% | C7H8 | (3)-2 | 公表 | 108-88-3 |
| メチルイソブチルケトン | 20~30% | CH3CH(C H3)CH2 COCH3 | (2)-542 | 既存 | 108-10-1 |
| メタノール | 1.0~10% | CH3OH | (2)-201 | 公表 | 67-56-1 |

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチレングリコールモノ-n-ブチルエーテル(法令指定番号:79)
トルエン(法令指定番号:407)
メタノール(法令指定番号:560)
メチルイソブチルケトン(法令指定番号:569)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

トルエン(法令指定番号:300)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に連絡すること。
特別な処置が必要である。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚に付着した場合

| | |
|--|--|
| 眼に入った場合 | <p>汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚を速やかに洗浄すること。 医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 無理に吐かせないこと。</p> |
| 飲み込んだ場合 | |
| 5. 火災時の措置 消火剤 | <p>小火災: 粉末消火剤、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤。 消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p> |
| 特有の危険有害性 消火を行う者の保護 | |
| 6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置 環境に対する注意事項 | <p>回収が終わるまで十分な換気を行う。</p> <p>漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。 不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。 排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p> |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い | <p>技術的対策</p> <p>粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。 熱/花火/裸火/高温などの着火源から遠ざける。 禁煙。 容器および受器を接地/結合する。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用する。 静電気対策を講ずる。</p> <p>安全取扱注意事項</p> <p>眼、皮膚との接触を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱後は手、汚染箇所をよく洗う。 指定された個人用保護具を使用すること</p> |

| | | |
|----|----------|---|
| 保管 | 安全な保管条件 | 国又は都道府県の規則に従って保管すること。 容器を密閉して保管すること。 |
| | 安全な容器包装材 | 最初の容器内でのみ保管すること。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|-------------|--------|---------------------|--------------------------------|
| 2-ブトキシエタノール | 25ppm | 未設定 | TWA 20ppm |
| トルエン | 20ppm | 50ppm(188mg/m3)(皮) | TWA 20ppm |
| メチルイソブチルケトン | 50ppm | 50ppm(200mg/m3) | TWA 20 ppm, STEL 75 |
| メチルアルコール | 200ppm | 200ppm(260mg/m3)(皮) | TWA 200ppm, STEL 250ppm (Skin) |

| | | |
|-----|---|--|
| 保護具 | 呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具 | 呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 適切な保護衣を着用すること。 |
|-----|---|--|

9. 物理的及び化学的性質

| | | |
|----------------|-------|-------------|
| 外観 | 物理的状态 | 液体 |
| | 形状 | 液体 |
| | 色 | 無色 |
| 臭い | | 特異臭 |
| 臭いのしきい(閾)値 | | データなし |
| pH | | データなし |
| 融点・凝固点 | | データなし |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | | 111°C |
| 引火点 | | 4°C (セタ密閉式) |
| 蒸発速度 | | データなし |
| 燃焼性(固体、気体) | | データなし |
| 燃焼又は爆発範囲 | 下限 | データなし |
| | 上限 | データなし |
| 蒸気圧 | | データなし |
| 蒸気密度 | | データなし |
| 比重(密度) | | データなし |
| 溶解度 | | 水に不溶 |
| n-オクタノール/水分配係数 | | データなし |
| 自然発火温度 | | データなし |
| 分解温度 | | データなし |
| 粘度(粘性率) | | データなし |
| 動粘性率 | | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------|
| 反応性 | 情報なし |
| 化学的安定性 | 通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | データなし |
| 避けるべき条件 | データなし |
| 混触危険物質 | 酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。 |
| 危険有害な分解生成物 | データなし |

11. 有害性情報

2-ブトキシエタノールとして

急性毒性(経口)

EU GHS分類: Acute Tox.4, DSD分類: Xn; R22

急性毒性(経皮)

EU GHS分類: Acute Tox.4, DSD分類: Xn; R21

急性毒性(吸入:蒸気)

EU GHS分類: Acute Tox.4, DSD分類: Xn; R20

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギ: 中等度刺激性

眼に対する重篤な損傷性

ウサギ: 中等度刺激性

又は眼刺激性

呼吸器感受性

モルモット: 皮膚感受性なし

ヒトのパッチテスト: 皮膚感受性なし

皮膚感受性

モルモット: 皮膚感受性なし

ヒトのパッチテスト: 皮膚感受性なし

生殖細胞変異原性

マウスおよびラット体細胞in vivo変異原性試験: 陰性

Ames試験: 陰性

ヒトリンパ細胞染色体異常試験: 陰性

CHO細胞染色体試験および遺伝子突然変異試験: 陰性

発がん性

IARCで: 3、ACGIH: A3、EPA: C

トルエンとして

急性毒性(経口)

ラットLD50=4,800 mg/kg

急性毒性(経皮)

ラットLD50=12,000 mg/kg

急性毒性(吸入:蒸気)

ラットLC50=28.1 mg/L/4h

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギ: 中等度 (moderate) の皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性

ウサギ: 軽度の眼刺激性(7日間で回復)

又は眼刺激性

呼吸器感受性

呼吸器感受性: データなし

皮膚感受性: 感受性なし(モルモット)

皮膚感受性

呼吸器感受性: データなし

皮膚感受性: 感受性なし(モルモット)

生殖細胞変異原性

経世代変異原性試験(優性致死試験): 陰性

体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験): 陰性

発がん性

IARC: グループ3、ACGIH: A4、EPA: D

生殖毒性

EU分類 CLP: Repr. 2, DSD: Repr. Cat. 3; R63

ヒトで自然流産の増加、新生児の発育異常・奇形などが報告されている。

動物試験では、母動物に一般毒性のみられない用量で、胎児への影響が認められている。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

EU分類 CLP: STOT SE 3, DSD: R67

ヒトで吸入による中枢神経系の抑制が報告されている。

実験動物では気道刺激性、麻酔作用が報告されている。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

EU分類 CLP: STOT RE 2, DSD: Xn; R48/20

ヒトでは薬物依存性があり、中枢神経障害、腎臓、肝臓への影響が報告されている。

吸引性呼吸器有害性

炭化水素であり、動粘性率は0.65 mm²/s (25°C) (計算値)

メチルイソブチルケトンとして

急性毒性(経口)

ラットLD50=2080mg/kg

急性毒性(経皮)

ウサギLD50値: > 6000mg/kg

急性毒性(吸入:蒸気)

ラットLC50=16.4mg/L/4h

皮膚腐食性及び皮膚刺激性
 眼に対する重篤な損傷性
 又は眼刺激性
 呼吸器感受性
 皮膚感受性
 生殖細胞変異原性
 生殖毒性

ウサギ:軽度の刺激性

ウサギ:軽度の刺激性

モルモット:皮膚感受性なし
 モルモット:皮膚感受性なし
 マウスin vivo小核試験:陰性
 ラット二世世代吸入暴露試験、ラットまたはマウスの
 器官形成期吸入ばく露試験では生殖毒性は認められ
 なかった。
 モルモット、ヒト気道刺激性の報告がある。

特定標的臓器毒性(単回
 ばく露)

メチルアルコールとして
 急性毒性(経口)

Category 3, classified according to Regulation (EU)
 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

Category 3, classified according to Regulation (EU)
 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

急性毒性(経皮)

Category 3, classified according to Regulation (EU)
 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

急性毒性(吸入:蒸気)

呼吸器感受性
 皮膚感受性
 生殖細胞変異原性

モルモット:皮膚感受性なし
 モルモット:皮膚感受性なし
 CHO細胞in vitro染色体異常試験:陰性
 マウス赤血球in vivo小核試験:陰性
 ヒトで急性経口または吸入暴露により中枢神経系
 の抑制および視覚器障害がみられるとの記述があ
 る。

特定標的臓器毒性(単回
 ばく露)

12. 環境影響情報

2-ブトキシエタノールとして
 水生環境有害性(長期
 間)

急速分解性がある(BODによる分解度:96%)
 生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.83)

トルエンとして
 水生環境有害性(急性)

魚類(ギンザケ)96h-LC50=5.5 mg/L
 甲殻類(ニセネコゼミジンコ)48h-EC50=3.78 mg/L
 急速分解性、log Kow=2.73

水生環境有害性(長期
 間)

メチルイソブチルケトンとして
 水生環境有害性(急性)

魚類(ファットヘッドミノー)96h-LC50=505mg/L
 甲殻類(オオミジンコ)24h-LC50=1550mg/L
 難水溶性でない

水生環境有害性(長期
 間)

メチルアルコールとして
 水生環境有害性(急性)

魚類(ブルーギル)96h-LC50=15400mg/L
 甲殻類(ブラインシュリンプ)24h-EC50=1340mg/L
 良分解性(BOD 92%、2週間)

水生環境有害性(長期
 間)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の
 基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処
 理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っ
 ている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険
 性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報
UN No.
Proper Shipping
Class
Packing Group
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78, Annex II, and
the IBC code

IMOの規定に従う。
1993
FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
3
II
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
UN No.
Proper Shipping
Class
Packing Group
陸上規制
海上規制情報
国連番号
品名
国連分類
容器等級
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報
国連番号
品名
国連分類
等級

ICAO/IATAの規定に従う。
1993
FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
3
II
該当しない
船舶安全法の規定に従う。
1993
その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
3
II
非該当
非該当
航空法の規定に従う。
1993
その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
3
II
128

緊急時応急措置指針番
号

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定
化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3
の2号、第3の3号)
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤
中毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57
条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚
労省指針公示)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57
条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第
9)

| | |
|--------------------------|--|
| 水質汚濁防止法 | 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害 予防規則第38条3) |
| 消防法 | 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 |
| 悪臭防止法 | 特定悪臭物質(施行令第1条) |
| 大気汚染防止法 | 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議 会第9次答申) |
| 海洋汚染防止法 | 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から 都道府県への通達) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 船舶安全法 | 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第 1) |
| 航空法 | 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表 第1) |
| 港則法 | その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2 項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別 表) |
| 道路法 | 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日 本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別 表第2) |
| 特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) | 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規 定するもの(平10三省告示1号) |
| 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法) | 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1 条別表第1) |
| 労働基準法 | 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35 条別表第1の2第4号1) |

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。